

事案の概要

1 事案の要旨

本件は、発明の名称を「コメント配信システム」とする特許第6526304号の特許（以下「本件特許」という。）の特許権者である控訴人（1審原告）が、
5 被控訴人（1審被告）F C 2, I N C.（以下「被控訴人F C 2」という。）が運営するインターネット上のコメント付き動画配信サービスである「F C 2 動画」等に係るシステム（以下「被告システム」という。）が、本件特許の特許請求の範囲の請求項1に係る発明（以下「本件発明」という。）等の技術的範囲に属するものであり、被控訴人F C 2が日本国外にあるサーバから日本国内のユーザ端末に
10 ファイルを送信することなどが被告システムの「生産」（特許法2条3項1号）に該当し、本件特許権の侵害に当たると主張して、被控訴人F C 2及び被控訴人株式会社ホームページシステムに対し、特許法100条1項及び2項に基づき、「F C 2 動画」等に係るファイルの日本国内のユーザ端末への配信の差止め、上記サーバ用プログラムの抹消及び上記サーバの除却を求めるとともに、損害賠償を求める事案である。

【本件特許の特許請求の範囲の請求項1】

サーバと、これとネットワークを介して接続された複数の端末装置と、を備えるコメント
20 配信システムであって、

前記サーバは、前記サーバから送信された動画を視聴中のユーザから付与された前記動画に対する第1コメント及び第2コメントを受信し、

前記端末装置に、前記動画と、コメント情報とを送信し、

前記コメント情報は、前記第1コメント及び前記第2コメントと、前記第1コメント及び
25 前記第2コメントのそれぞれが付与された時点に対応する、前記動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間と、を含み、

前記動画及び前記コメント情報に基づいて、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、を前記端末装置の表示装置に表示させる手段と、

前記第2コメントを前記1の動画上に表示させる際の表示位置が、前記第1コメントの表示位置と重なるか否かを判定する判定部と、

重なると判定された場合に、前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならない位置に表示されるよう調整する表示位置制御部と、を備えるコメント配信システムにおいて、

前記サーバが、前記動画と、前記コメント情報とを前記端末装置に送信することにより、前記端末装置の表示装置には、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、が前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならないように表示される、

コメント配信システム。

【参考条文】

○特許法

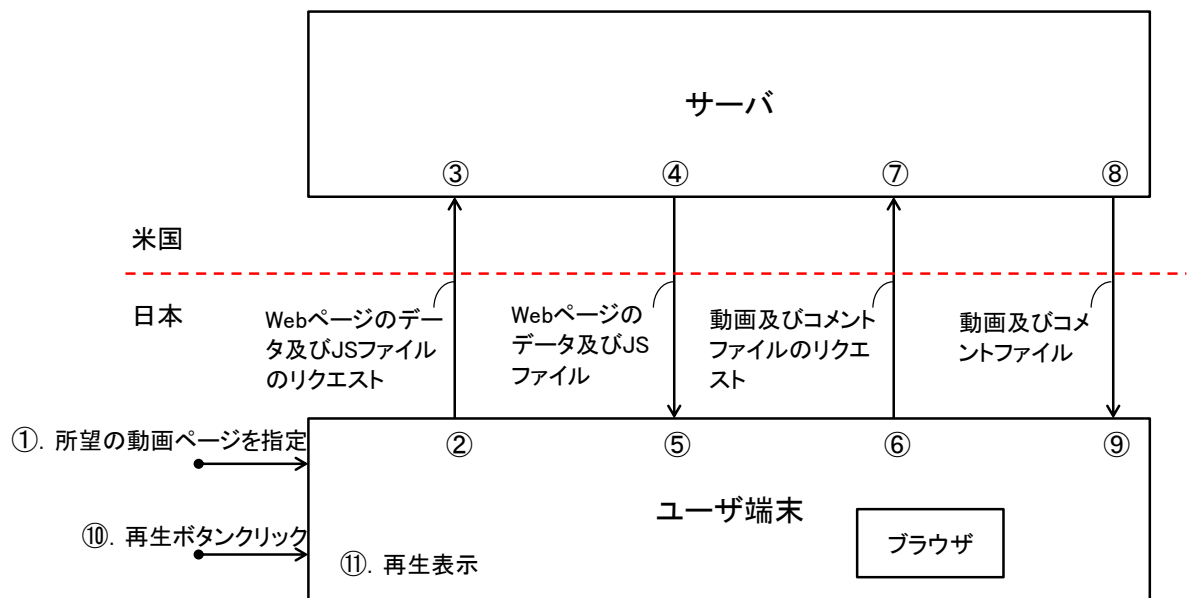
2条3項 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

1号 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

2 当事者の主張の概要

(1) 被告システムについて

被告システムは、米国に存在するサーバと、日本に存在する多数のユーザ端末から構成される。その動作は、下記図のとおりである。



(2) 控訴人の主張

(1) の①～③はユーザの操作に基づいて被告システムの生産を注文し、これをサーバが受け付ける行為であり、生産に含まれない。生産の開始前に行われるものである。

④～⑨によって、ユーザ端末において動画上を移動するコメントを再生表示可能な状態となり、本件発明の技術的範囲に属する被告システムが作り出される。よって、④ (サーバによる Web ページのデータ及び JS ファイルの送信) が生産の開始であり、⑨ (ユーザ端末による動画ファイル及びコメントファイルの受信) が生産の完了である。

このように、被告システムの生産は、

- (i) 米国にあるサーバが、Web ページのデータ、JS ファイル、動画ファイル及びコメントファイルを送信すること (上記④及び⑧)、及び、
 - (ii) 日本にあるユーザ端末が、当該 Web ページのデータ、JS ファイル、動画ファイル及びコメントファイルを受信すること (上記⑤及び⑨)
- から構成される。そして、生産の一部である (i) は米国で行われ、他の一部で

ある(ii)の当該ファイル等の受信は日本で行われる。

被告システムの生産は、日本に存在する多数のユーザ端末をいわば材料として、米国にあるサーバからWebページのデータ、JSファイル、動画ファイル及びコメントファイルを送信することにより作り出されるものである。

5 そして、被告システムでは、サーバが日本国外で作り出され、米国に存在する一方、複数の端末装置は日本国内に存在し、上記データ等の送信によって、被告システムが本件発明の構成要件を全て充足することになるから、上記データ等の送信は、本件発明の実施行為である「生産」(特許法2条3項1号)に該当する。

10 (3) 被控訴人らの主張

特許法2条3項1号の「生産」に該当するかは、特許発明との対比によらず、自然的行為から確定し、当該生産行為により「新たに作り出された」「物」が「発明の技術的範囲に含まれるか」を吟味する方法によって決するべきである。

15 ユーザ端末(通常のパソコンであり、被告システム専用のプログラムをインストールする必要はない。)は、被控訴人FC2がアップロードしたプログラムの記述や第三者が被控訴人FC2のサーバにアップロードしたコメント、サーバにアップロードした動画の内容に従って、動画及びコメントを表示するだけものにすぎず、そこに「物」を「新たに」「作り出す行為」は存在しない。

20 被控訴人FC2の生産行為は、プログラムの製作及びサーバへのアップロードに尽きるのであり、いずれも米国内で完結している。したがって、(1)の①のユーザによる端末の操作の前に被告システムの「生産」は、完結している。仮に被控訴人FC2による被告システムの生産に該当する行為が存在するとしても、日本国内で行われるものではない。ユーザ端末におけるコメントや動画の表示行為は、サーバにより生じた結果にすぎない。

25 仮にユーザ端末の表示装置で生産が行われているとしても、ユーザ端末の表示装置は汎用ブラウザであって、当該行為は、本件発明の特徴部分とは関係が

ないし、また、インターネットは世界中に開かれているから、日本のみで行われている行為でもない。日本からインターネットを通じて汎用ブラウザで視聴可能であることをもって、日本での生産行為と解すべきではない。

また、仮にユーザ端末において何らかの生産行為が行われているとしても、それはユーザの行為であり、被控訴人 F C 2 の行為ではない。